

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外33名

被告 中部電力株式会社

## 原告 準備書面 22

平成26年7月22日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

## 第1 はじめに

2014年（平成26年）5月21日、福井地方裁判所において、「大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。」ことを命ずる判決が言い渡された。

同判決は、これまで原子力発電所の安全性について、行政の判断に任せてその判断を回避してきた司法が、福島第一原子力発電所事故という「世界の原子力の歴史に残る大事故」<sup>1</sup>を目の当たりにし、正面から向き合うことによりなされた判決だといえる。

本準備書面では、上記判決の概要・重要部分に触れた上で、本件訴訟の審理のあり方に言及する。

## 第2 大飯原発福井地裁判決の要点

### 1 「人格権」を根拠とした差し止めは認められること

- (1) 大飯原発訴訟福井地裁判決は、電力事業者等の組織に求められる安全性・信頼性について触れた上で、「人格権」が差止請求の具体的根拠となることを認めている。
- (2) まず、同判決は、「第4 当裁判所の判断」冒頭において、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。」とし、このことは、当然の社会的要請であるとともに、当該訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針であるとしている。（甲E第41号証38頁。以下、同判決の引用については頁数のみ示す。）
- (3) その上で、同判決は、「人格権」が憲法上の権利であることを認めた上で、「我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできな

---

<sup>1</sup> 国会事故調報告書5頁「はじめに」冒頭。

い。」とし、「この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。」とした（38頁）。

このように、本判決は、人格権の中でも、「生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分」が問題となる場合において、「具体的侵害のおそれがあるとき」には、利益衡量論を採用することなく、また、受忍限度の問題となる場面ではないことを明確にした上で、差止請求ができる旨の判断を示している。

特に、かかる人格権の侵害態様と差止めの必要性の関連性について、「その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。」としている。

## 2 原子力発電所に求められる安全性(万が一にも事故が起きてはいけないこと)

(1) 次に、本判決は、福島第一原発事故及びチェルノブイリ事故という歴史的な原発事故において被害が広域化・長期化していることに触れ、「原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。」（39頁）として、求められるべき安全性の程度に言及する。

かかる極めて高度の安全性・信頼性が求められるべき理由として、

- ① （原発事故の危険において問題となる）「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利」であること
- ② 原子力発電所の稼働は経済的活動の自由（憲法22条1項）に属するに過ぎず、人格権の中核部分よりも劣位におかれるべきものであること
- ③ 上記①の「根源的な権利」が極めて広範に奪われるという事態を招く可

能性があるのは、大きな自然災害や戦争以外では原子力発電所の事故のほ  
かは想定し難いこと

という点を挙げ、危険が現実化した場合に侵害される利益と、差止めを認め  
た場合に制約される権利の性質・比較においては、前者が後者より憲法上優  
位なものであるという当然のものを確認した上で、求められる安全性・信頼  
性の程度を導いている。

その上で、原子力発電を含む科学技術を用いることにつき求められる安全  
性の程度については、「技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに  
応じた安全性が求められる」としている。

- (2) そして、判断の前提として想定すべき「原子力発電技術の危険性の本質及  
びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになっ  
た」として、原子力発電技術の運用如何によっては福島原発事故と同程度ま  
たはそれ以上の被害が発生し得ることを前提とした上で、判断対象とされる  
べきものは、当該原発において、かような事態（「生命を守り生活を維持する  
利益」という「人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利」が極めて広範  
に奪われるという事態）を招く具体的危険性が万が一にでもあるのかという  
点に集約されることを示した。

### 3 司法（裁判所）の判断者としての適格性（専門技術性との関係）

- (1) このような判断をすることに対し、司法（裁判所）が適格性を有するかと  
いう点にも本判決は触れている。

まず、判断の適格性（判断者として適切か、そもそも判断をすべきか）の  
点については、「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所  
に課された最も重大な責務を放棄するに等しい」（41頁）として、上記のと  
おり被侵害権利がまさに生命に関するものであることや、ひとたび事故が発  
生した場合の権利侵害の度合・範囲が甚大であることに照らしても、判断を  
避けるべき理由は微塵も存在しないことを述べている。

(2) その上で、本判決は、司法（裁判所）が当該原子力発電所の危険性に関し判断能力を有するかという意味での適格性にも言及する。

まず、上記のとおり、人格権の中核部分が広範に奪われる事態を招く具体的危険性が万一にもあれば差止めが認められるところ、かかる理は、「人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない。」（41頁）として、原子炉規制法等による規制基準やその適合性判断とは別個・独立に、具体的危険の存否・差止めの要否につき裁判所が審理をすることは認められるとして、司法審査の位置づけ・あり方を示した。

他方、これまで伊方原発訴訟最高裁判決（最高裁平成4年1月10日判決）やもんじゅ最高裁判決（最高裁平成17年5月30日判決）を初めとした原子炉設置許可処分無効確認請求訴訟においては、設置許可基準に関する原子炉規制法24条の趣旨に遡るにあたり、とかく「科学的、専門技術的知見（見地）」を指摘するとともに、適合性判断はこれを尊重した行政の合理的判断にゆだねられる等として、司法はその判断に抑制的であるべきという立場であったところである。

これに対し、本判決は、「放射性物質の使用施設の安全性に関する判断については高度の専門性を有することから科学的、技術的見地からなされる審査は専門技術的な裁量を伴うものとしてその判断が尊重されるべきことを原子炉規制法が予定しているものであったとしても」、①生命等に関する根源的な権利が侵害される事態は、このような原子炉規制法の趣旨に関わらず万が一にも許容されるものではないし、②このような事態を招く具体的危険性の存否については原子炉規制法の趣旨とは独立に司法審査がなされるべきであるとして、判断対象との関係で司法（裁判所）が判断能力・適格を有することを示した。

つまり、原子炉設置許可処分の無効確認を求める場合と異なり、人格権を

根拠とした民事差止訴訟においては、審理の直接の対象が異なる以上、規制基準への適合性の観点とは別個に、人格権と条理の観点から、具体的な危険性が万が一にもあるかどうかを判断すればよいとの立場を採用したのである。

また、このように審理対象が異なることに照らしても、裁判所が判断すべき事項は必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではなく、裁判所が判断者としての能力を十分に有していることを確認している。

- (3) このように、本判決において原子力発電所に求められるべき安全性につき積極的に司法審査すべきとの立場を採用したのは、福島原発事故により我が国において原発事故が発生した場合の権利侵害・危険が具体化・現実化したこと、島国であり狭い国土しか保有しない我が国においては、ひとたび原発事故が発生した場合、周辺住民の避難が極めて困難である上、世界的な海洋汚染を引き起こす危険性が高いこと、原発事故により国土の実質的価値が広域にわたり喪失され多数人の生命・自由が奪われる事態となれば「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保」(憲法前文)することなど到底不可能であること、などが根底にあると思われる。

#### 4 地震学の限界及び我が国の地理的条件について（各論部分も共通すること）

- (1) 本判決は、以上のとおり、原子力発電所に求められる安全性の程度につき、重大事故により人格権の中核部分を広範に奪う事態を招く具体的危険性が万が一にもあるのか否かという高度の安全性が求められるとした上で、各論の検討に入っている。
- (2) 当該原発における地震想定及び安全確保の点につき、本判決は①地震学の知見の限界、②構造物の材質のばらつきや溶接等の良否などの不確定要素の存在(54頁)、③緊急時における回避措置の不確実性や事態把握の困難性(57頁)等を指摘し、当該原発のクリフエッジたる1260ガルを超える地震が到来した場合はもちろんのこと、基準地震動たる700ガルを超える地震・超えない地震のいずれにおいても冷却機能喪失による重大事故が生じ得

るとして、当該原発の有する危険は「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険」であるとして（５９頁）、結論としても差止請求を認容した。

(3) 本判決が指摘する各論部分の問題点については、大飯発電所特有のものではなく、そのほとんどは本件原子力発電所においても問題となるものである。

特に、地震学の限界については、我が国において「２０箇所にも満たない原発のうち４つの原発に５回にわたり基準地震動を超える地震が平成１７年以後１０年足らずの間に到来していること」（５１頁）や、「既往最大という概念自体が、有史以来最大というものではなく近時の我が国において最大というものにすぎないこと」などの問題点があることを指摘するが、これは原告準備書面２０で述べたところと共通するところである。

本判決は、「この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにすぎない」として、原子力発電所に関わる電力行政・事業の在り方を非難するが、再稼働ありきの新規制基準適合性審査の申請を急ぐ被告の態度にも、共通する問題点があることは明らかである。

### 第３ 大飯原発福井地裁訴訟の審理経過

#### １ 期日の進行等

##### (1) 審理期間

大飯原発福井地裁訴訟は、平成２４年１１月３０日に提訴がなされ、平成２５年２月１５日の第１回口頭弁論期日以降、平成２６年３月２７日の第８回口頭弁論期日まで、提訴日から約１年４か月の審理期間を経て、平成２６年５月２１日に判決言渡がなされている。

##### (2) 新規制基準適合性審査の結果を待たず判断がなされたこと

本判決は、大飯発電所３、４号機の新規制基準適合性審査を結果を待たず、

問題となる具体的危険性の存否につき判断した上で、差止請求を認容した。

この点につき、本判決は、「被告の再稼働申請に基づき、5、6に適示した問題点が解消されることがないまま新規制基準の審査を通過し本件原発が稼働に至る可能性がある。」ことを指摘し（65頁）、原子力発電技術に内在する危険性に照らすと、新規制基準適合性審査の完了如何に関わらず、また同審査の結果如何とは別個の観点から、積極的かつ迅速に判断すべきとの考えの下、上記審理期間によって判決に至ったものといえる。

## 2 書証を中心とした審理（審理対象との関係）

(1) 同訴訟においては、証人尋問は実施されず、もっぱら書証によって立証活動・事実認定がなされた。

(2) かかる立証方法のみにより審理が完了したのは、本判決において、「新規制基準の対象となっている事項に関しても新規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規制基準への適合性の審査の観点からではなく」（41頁）具体的な危険が万が一にでもあるのかという観点から裁判所の判断が及ぼされるべきとし、審理の対象も、具体的な危険性の存否を直接の対象とすべきとした審理の在り方によるものと思われる。

本判決は、従来の原子炉設置許可無効確認請求訴訟の場合と異なり、民事差止を請求する訴訟である以上、「被告に原子力発電所の設備が基準に適合していることないしは適合していると判断することに相当性があることの立証をさせこれが成功した後に原告らに具体的危険性の立証責任を負わせるという手法は原子炉の設置許可ないし設置変更許可の取消訴訟ではない本件においては迂遠な方法といわざるを得ず、…」（42頁）として、敢えて原子炉規制法の基準適合性判断の当否には立ち入らず判断した。

## 3 本件訴訟でも同様の審理方法を採用することは可能であり適切であること

(1) 本件訴訟については、福島原発事故が発生し、我が国のみならず世界的にも類を見ない原子力事故を目の当たりにしたことから、原告らにおいて、従



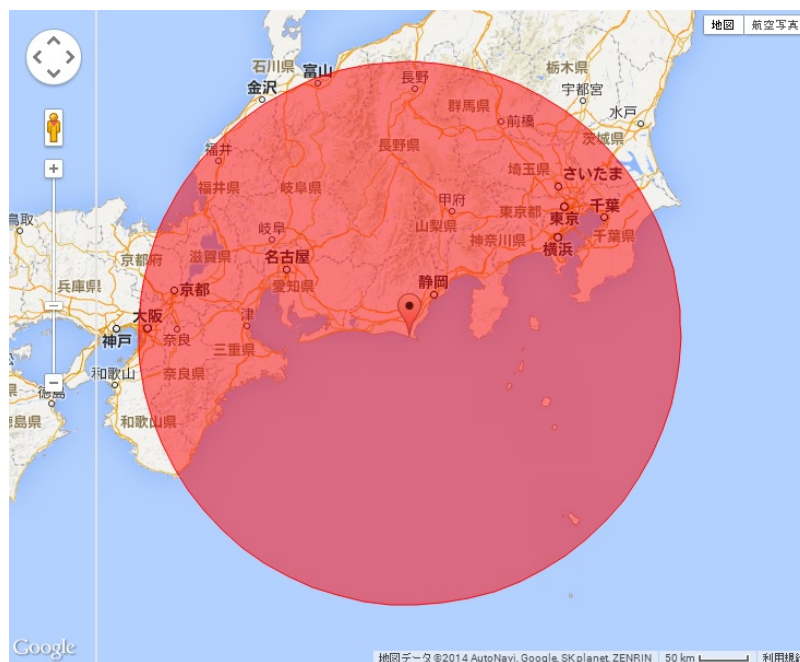
来から指摘されていた東海地震が発生した場合、本件原子力発電所の安全性には疑義があるものとして、平成23年7月1日、訴訟提起に至ったものである。

本件訴訟は、提訴以降3年余りが経過しているが、被告において、新規制基準の運用まではこれを理由に引き伸ばし、また、片や新規制基準適合性審査の申請準備を進めながら、申請以前においては訴訟手続内においても根拠資料を提出しないなど、明らかに審理を引き伸ばし判断を先延ばしにしようとする意図が見受けられる。

しかしながら、本件訴訟において、原告らは、原子炉設置許可の無効確認を求めているのではなく、あくまで人格権に基づき民事訴訟において差止めを求めているものである。

- (2) 大飯原発訴訟福井地裁判決では、大飯原発から半径250キロメートル圏内に居住する者は、大飯原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的危険がある（67頁）として、差止請求を認容した。

同判決と同様の基準に基づき、浜岡原子力発電所から半径250キロメートル圏内を図示したものが下図である。



国会事故調（甲D第1号証）189頁においても、福島第一原発以外の原発で事故が発生した場合の影響に関し、「浜岡原子力発電所：20kmの避難区域を設定した場合、東海道新幹線と東名自動車道がその圏内に入る。これらを普通にした場合の交通機関への影響は甚大で、現時点では代替がきかない。」と指摘しており、僅か20キロメートル圏内でも避難区域に指定されれば日本国内の経済活動に取り返しのつかない被害をもたらすことは明らかである。

- (3) 本件原子力発電所は、いずれ到来する南海トラフの巨大地震による地震・津波被害が発生した場合、甚大な被害に見舞われる危険が指摘されているところであるから、御庁においては、上記のような手続的な差異・問題点をご勘案いただいた上で、早期の審理・判断をしていただきたく、また、かかる審理方法こそが司法に期待される役割を十全に果たすものであると考える。